

第2回定例会議事日程（第4号）

- 第 1 議案第34号 いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第35号 いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第36号 いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第37号 いちき串木野市防災行政無線再整備工事請負契約の締結について
- 第 5 国特予算議案第2号 令和6年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 請願第1号 川内原発20年延長に関する請願
- 第 7 陳情第1号 川内原発20年延長に関する陳情
- 第 8 議案第38号 新たに生じた土地の確認について
- 第 9 議案第39号 町の区域の変更について
- 第10 議案第40号 新たに生じた土地の確認について
- 第11 議案第41号 字の区域の変更について
- 第12 予算議案第2号 令和6年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）
- 第13 閉会中の継続調査について
- 第14 議員派遣について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

本会議第4号（6月28日）（金曜）

出席議員 15名

1番	田畑和彦君	9番	大六野一美君
2番	西田憲智君	10番	濱田尚君
3番	高木章次君	11番	東育代君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	(欠員)	16番	中里純人君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	石元謙吾君	主	査	神藺敦子君
補	佐	岩下敬史君	主	査	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	企画政策課長	山崎達治君
副市	長	出水喜三彦君	財政課長	長畑正博君
教育	長	相良一洋君	教育総務課長	吉永康彦君
総務課	長	岡田錦也君	消防長	下池裕美君

令和6年6月28日午前10時00分開議

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（中里純人君） まず、報告します。

監査委員から報告のあった令和6年4月分の例月出納検査の結果についてお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第12

議案第34号～予算議案第2号一
括上程

○議長（中里純人君） これより議事に入ります。

日程第1、議案第34号から日程第12、予算議案第2号までを一括して議題とします。

初めに、総務厚生委員長の報告を求めます。

[総務厚生委員長吉留良三君登壇]

○総務厚生委員長（吉留良三君） おはようございます。報告いたします。

私ども総務厚生委員会に付託されました案件は、単行議案4件、予算議案2件、継続審査の請願1件、継続審査の陳情1件の計8件であります。

去る6月19日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第34号いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い改正しようとするものであります。

説明によりますと、改正の主な内容は、まず、市民税関係で、第51条の市民税に関わる減免規定について職権による減免を可能とする規定を追加するものであります。

次に、固定資産税関係で、第71条の固定資産税に関わる減免規定について、市民税と同様に職権による減免を可能とする規定を追加するものであります。

そのほか、固定資産税関係で、新築認定長期優良

住宅特例に関わる申告規定の見直しや費用水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置を令和6年度から3年延長するなど、所要の改正を行うとのことでもあります。

審査の中で、現状では職員の調査等による減免はできなかったのかと質したところ、実際の運用としては、ある程度職員がサポートしていたが、これまで法令上、明文化されていなかったとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業所等における満3歳児及び満4歳児以上児の職員配置基準について改正しようとするものであります。

説明によりますと、今回の改正対象となる事業区分は小規模保育事業A型、同じくB型、事業所内保育事業の定員20人以上及び定員19人以下の4事業区分である。

改正内容は、職員配置基準の見直しで、満3歳児について、おおむね20人につき1人配置することとされているところをおおむね15人につき1人に、満4歳以上児について、おおむね30人につき1人配置することとされているところをおおむね25人につき1人に見直すものである。

なお現在、本市には今回の条例改正対象となる事業所はないとのことでもあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号いちき串木野市防災行政無線再整備工事請負契約の締結についてであります。

本案は、いちき串木野市防災行政無線再整備工事請負契約の締結について、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、今回の契約に当たり、去る5月17日に条件付一般競争入札を行った結果、契約金額5億8,740万円で、鹿児島市鴨池新町6番6号、JRCシステムサービス株式会社、鹿児島営業所所長、西博行を落札業者と決定し、仮契約を締結したとのことであります。

審査の中で、この再整備工事をするることによってどのような効果があるのかと質したところ、今回の整備により、自動音声放送のほか、防災メールやホームページ等への情報の一括配信が可能となる。また、高性能スピーカー等の設置によって現在より広い地域をカバーできるとのことであります。

また、審査の中で、今回、各家庭にある防災行政無線の変更は含まれないのかと質したところ、今回は屋外の放送設備のみの更新となるとのことあります。

さらに審査の中で、戸別受信機20台の利用方法について質したところ、聴覚障害者の方向けに文字による情報伝達が可能な戸別受信機を整備するとのことあります。

本案は、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第2号令和6年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億807万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億988万6,000円とするものであります。

それでは、歳出の主なものについて申し上げます。

3款民生費2項2目児童運営費の保育所等給食支

援事業772万1,000円の計上は、県の補助事業を活用し、給食の提供に必要な食材等の高騰の影響を受けている保育所等に対して、栄養バランスや量を保った従前どおりの給食等の実施が確保されるよう支援を行うものであります。

説明によりますと、対象施設は市内の保育所7園、認定こども園2園、私立幼稚園1園の合計10施設で、補助対象期間は本年4月から来年3月まで、補助額は基準単価に物価上昇率15%を乗じた金額を補助するもので、対象延べ園児数は8,820人と見込んでいるとのことあります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費の新型コロナウイルスワクチン定期予防接種事業8,761万4,000円は、新型コロナウイルスワクチンが定期接種化され、本年秋から接種開始されることに伴う接種委託料等関連費用の計上であります。

説明によりますと、接種対象者は65歳以上の方及び60歳から64歳までの基礎疾患がある方で、自己負担額は2,100円を予定している。

接種者数を6,600人と見込み、接種期間は10月から12月まで、接種券は9月にインフルエンザ予防接種と同時に発送する予定とのことあります。

同じく衛生費1項5目環境衛生費の相続財産管理制度を活用した空き家対策事業443万3,000円の計上は、相続放棄された周囲の環境に影響を及ぼす空き家について相続財産管理制度を活用し、空き家等の管理や処分を行うものであります。

説明によりますと、今回この制度を活用しようとする空き家は、照島小学校近くの通学路沿いにあり、通学途中の児童や周辺住宅に影響を及ぼすおそれがあるため、これまで市が相続人と協議を行っていたが、このほど相続人全員が相続放棄をしたことから、この制度を活用し、市が利害関係人として家庭裁判所へ申立てを行い、選任された清算人が空き家の解体をはじめ、相続放棄された土地の処分を行うなど、総合的に対策を行うとのことあります。

審査の中で、今後この制度を悪用して管理することを逃れるということも考えられるのではないかと質したところ、新たな案件については、その都度検討する。基本的には持ち主が責任を持って除去すべ

きで、この制度の活用は慎重に行うべきものだと認識しているとの答弁であります。

本案中、委員会付託分は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第2号令和6年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,485万4,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費のマイナ保険証対応システム改修事業302万5,000円の計上で、本年12月2日から開始されるマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う国民健康保険システムの改修を行うものであります。

説明によりますと、主な改修内容は従来の保険証が廃止となるため、マイナンバーカードを持ってない方やカードの保険証利用登録が済んでない方など、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況の方に保険証に代わり資格確認書を交付する機能の追加などであります。

なお、従来の紙の保険証は、本年8月に交付する保険証が最後となり、来年7月の有効期限までは使用できるとのことです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号川内原発20年延長に関する請願についてであります。

本件は、いちき串木野市湊町2-180、江藤卓朗氏から提出されたものであります。

請願の趣旨は、原発事故の脅威が改めて能登半島地震で明らかになった。川内原発の基準値震動687ガルを超える震度6弱以上の地震が想定されることから、鹿児島県、薩摩川内市、九州電力、原子力規制委員会に対し、川内原発20年延長に関する各種決定の見直しを求め、意見書の提出を求めるものであります。

審査の中で、新たな基準振動による安全対策工事が終わらないままでは安心できないとの意見や、原

発に関し、不安、心配している市民の気持ちを酌むべきだとの意見が述べられた一方、原子力規制委員会が専門的な見地から出した結論だとの意見や、本市には原発の20年延長に関する権限はないとの意見、また、他自治体が決定したことに対して、本市は意見を述べる立場にないなどの意見が述べられたのであります。

本件は、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第1号川内原発20年延長に関する陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市八房2976、福田道代氏から提出されたものであります。

陳情の趣旨は、原発事故の脅威が改めて能登半島地震で明らかになった。川内原発の基準振動687ガルを超える震度6弱以上の地震が起きないという完全な保障がないことから、川内原発の20年運転延長に反対する決議を求めるものであります。

なお、この決議に基づき、鹿児島県、薩摩川内市、九州電力、原子力規制委員会に対し、20年延長に関する各種決定の白紙撤回を求めています。

審査の中で、先に審査した請願と同じく、原発に関し、不安、心配している市民の気持ちを酌むべきだなどの意見が述べられた一方、陳情の願意の妥当性や実現の可能性等を考えれば、採択は難しいとの意見が述べられたのであります。

本件は、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務厚生委員会に付託されました案件について、審査結果の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、総務厚生委員長への報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入りますが、予算議案第2号については、2常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第34号いちき串木野市税条例の一部を

改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号いちき串木野市防災行政無線再整備工事請負契約の締結について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、国特予算議案第2号令和6年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号川内原発20年延長に関する請願について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。よって、原案についてお諮りします。

本案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立少数であります。

したがって、本案は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第1号川内原発20年延長に関する陳情について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りします。

本案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定しました。

次に、産業教育委員長の報告を求めます。

[産業教育委員長田畑和彦君登壇]

○産業教育委員長（田畑和彦君） 私ども産業教育委員会に付託されました案件は、単行議案4件、予算議案1件の計5件であります。

去る6月20日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第38号新たに生じた土地の確認についてと議案第39号町の区域の変更については、関連がありますので、一括して報告いたします。

両案は、公有水面埋立てにより、串木野漁港区域内に新たに1万8,781.15m²の土地を生じたため、議案第38号でその土地を確認し、議案第39号で新たに生じた土地を「西島平町」に編入しようとするため、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、串木野フィッシャリーナにある平成10年2月、しゅん功認可を受けた土地1万2,558.9m²は、土地の確認と区域の変更について議会の議決を得ていたが、議決後に内容に不適当な部分があることが判明。再度、議決が必要であったが、その後の手続に至っていなかった。

また、平成16年8月、しゅん功認可を受けた土地6,222.3m²は、議会の議決を得ておらず、未登記の状態となっている。

令和5年度中に、土地の所有者である鹿児島県との確認、協議が調ったことから今回提案するに至った。

なお、登記については、議決後に鹿児島県が行うとのことであります。

審査の中で、長期間未登記の状態であった要因について質したところ、再度議決が必要な案件であったが、解決するための手法について、市の認識が不足していたことと、引継ぎがしっかりとされていないことが問題である。

今回の件を受け、全課にあらゆる課題の洗い出しと対応を指示した。今後このようなことがないように努めてまいりたいとの答弁であります。

そのほか、委員からチェックリスト等を作成し、定期的に確認することで、今後、手続に漏れがないよう対応すべきとの事務改善の意見が述べられたのであります。

両案はいずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号新たに生じた土地の確認についてと、議案第41号字の区域の変更については、関連がありますので、一括して報告いたします。

両案は、農山漁村地域整備交付金事業により、戸崎漁港区域内に新たに5,177.71m²の土地を生じたため、議案第40号で、その土地を確認し、議案第41号で、新たに生じた土地を大字「大里」字「戸崎落シ平」に編入しようとするため議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、令和4年12月、しゅん功認可を受けた土地であり、登記については、議決後に土地の所有者である鹿児島県が行うとのことであります。

両案はいずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第2号令和6年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）中、委員会付託分についてであります。

10款教育費1項4目教育振興費は、校内教育支援センター整備事業358万2,000円の計上であります。

説明によりますと、串木野中学校内の一室を校内教育支援センターとして整備するため、空調整備やLED照明の設置及び机、椅子、パーティションの購入に係る経費であるとのことであります。

審査の中で、校内教育支援センターは、不登校対策の一つになると考えるが、今後、市来中学校、そして将来的には小学校に設置する考えはないかと質したところ、小学校でも不登校の子どもたちが増加傾向にある。今後の推移を踏まえながら、設置の必要性について検討していきたいとの答弁であります。

また、委員から、校内教育支援センターの事業は

素晴らしい取組である。必要に応じて広げていくことを期待するが、同時に学校に来られない子どもたちへの支援体制も検討していただきたいとの意見や、先進地行政視察で訪れた広島県では、6年前からSSR（スペシャル・サポート・ルーム）の取組を始めており、通常教室への復帰を目的とせず、生きる力を育むことを目的としている。

県全体で社会的自立に向けた教育の場としての認識を持ち、SSRを推進しているため、ぜひ研究してほしいとの意見が述べられたのであります。

本案は、付託分について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業教育委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○7番（田中和矢君） 串木野フィッシャリーナの土地の未登記の件なんです、この中の委員長報告で、内容に不適当な部分があったということが判明したということですが、その不適当な内容というのはどのようなことなのか、審議されたのか、まず1点お伺いします。

あと1点は、登記については、議決後に鹿児島県が行うということでしたが、通常、所有権を取得したほうが登記をするというのが通常の登記の流れだと思うんですが、いちき串木野市がこの土地の所有権を取得したのであれば、取得権者であるいちき串木野市が登記を行うんじゃないかと思いますが、その辺のところはどうだったんでしょうか。

この2点をお伺いします。

○産業教育委員長（田畑和彦君） まず、1点目。田中議員から質問ございましたまず1点目。

不適当な内容ということについての審議は、委員会のほうではなされませんでした。

あと、所有権者が登記する流れであるのではないかとの御意見でありますけれども、これにつきましても、委員会での審議はなされておられません。

以上です。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認めます。これより討論・採決に入ります。

まず、議案第38号新たに生じた土地の確認について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第39号町の区域の変更について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第40号新たに生じた土地の確認について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第41号字の区域の変更について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

これから保留いたしておりました予算議案第2号について討論・採決に入ります。

予算議案第2号令和6年度いちき申木野市一般会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する2常任委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第13 閉会中の継続調査について

○議長（中里純人君） 次に、日程第13、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第14 議員派遣について

○議長（中里純人君） 次に、日程第14、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（中里純人君） この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 6月議会閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

今月7日に開会されました第2回市議会定例会が本日をもって最終日を迎えることとなりました。

今議会に提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に審議の上、議決していただき、誠にありがとうございました。

本会議並びに委員会において賜りました御意見等につきましては、今後の市政執行の中で十分配慮して対処してまいる所存であります。

さて、先の3月議会施政方針でも述べましたように、本市の最重要課題は、人口減少と少子化対策であります。

国をはじめ、全国の地方自治体で模索が続く難しい課題ではありますが、本市においては、まずは今年度当初予算で議決をいただきました子育て世代の経済的負担軽減策をはじめ、転入促進と市外への転出抑制を図る定住促進制度が奏功するよう様々な機会を捉えて、周知、広報に努めてまいります。

同時に、本市が選ばれるまちになるためには、本市の強み、特色を見極め、魅力として磨き上げ、高めていくことが欠かせないと考えます。

今議会の一般質問でも様々な御意見、御提言をいただきました。本市の強み、特色は何か、それをどのように磨き上げ、魅力あるまちづくりにつなげていくのか。それは身近な小さな事柄の積み重ねであり、同時に大きな夢に向かって心柱を立てることもあると思います。

議員各位の一層の御指導、市民皆様方の御理解・

御協力をお願い申し上げ、挨拶といたします。

△閉 会

○議長（中里純人君） これで、令和6年第2回いちき串木野市議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時36分

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 防災対策（原発を含む）について
 3. 行財政改革について
 4. 生活環境について
 5. 住民福祉について
 6. 健康増進について

令和6年6月28日

総務厚生委員会
委員長 吉 留 良 三

いちき串木野市議会
議長 中 里 純 人 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興について
 2. 商工・交通運輸について
 3. 食のまちづくり・観光振興について
 4. 社会基盤の整備について
 5. 教育問題について
 6. スポーツ・文化の振興について
 7. 新エネルギー施策の推進について
 8. 企業誘致について

令和6年6月28日

産業教育委員会
委員長 田 畑 和 彦

いちき串木野市議会
議長 中 里 純 人 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 市町村政研修会

- (1) 派遣目的 地方自治行政の推進及び市政の発展に資するための研修
- (2) 派遣場所 鹿児島市川商ホール
- (3) 派遣期間 令和6年8月1日
- (4) 派遣議員 全議員

2. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 令和6年8月22日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員